

高等専門学校機関別認証評価委員会（第1回）議事録

1 日 時 平成16年5月13日（木）15：00～17：00

2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3 出席者

（委員） 青木，東，神谷，神野，佐藤，椿原，徳田，中島，長島，室津，安田，
米山，渡辺の各委員

（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，野澤(庸)教授，袖山助教授，
馬場評価事業部長，下大田評価第2課長

4 議 事

（1） 高等専門学校機関別認証評価委員会の開催にあたり，荒船副機構長から挨拶があった。

（2） 委員長及び副委員長選出

互選により，委員長に中島委員，副委員長に四ツ柳委員が選出された。

（3） 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則（案）について原案のとおり決定された。

（○：委員，●：事務局）

○委員長 それでは，本日の議事に入りたいと思います。既に昨年度，高等専門学校機関別認証評価に関して，その準備として合計6回の準備委員会を経まして，基本方針や基本内容を記載した実施大綱（案），評価基準の趣旨等を記載した評価基準（案），それから対象校が自己評価書を記述する際に使用する自己評価実施要項（案）をまとめてきたわけでございます。この委員会の委員のほとんどが準備委員会の委員だったということ，新しく参加された委員の先生方は，既にご説明を受けていらっしゃる，あるいは私達以上によくご存知かもしれません。ということで，経緯の説明は省略させていただきたいと思います。それでは，平成16年度実施の高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）等について審議をさせていただきたいと思います。これを事務局からご説明させていただきたいと思います。

● それでは資料7から資料12までを説明させていただきたいと思います。まずは資料7からお願いします。実施大綱（案）でございます。これにつきましては，3月までの準備委員会で確定させていただいたところでございますが，この高専評価委員会が第1回目ということで改めてお認めいただきたいということで，案とさせていただいて，本日も承認いただきたいということでございます。二点だけお認めいただきたいところがござい

まして、2ページを見ていただきたいと思います。2ページの「Ⅲ 評価の実施体制等」の（１）評価の実施体制の2行目の真中辺りに「高等専門学校機関別認証評価委員会」という記載があります。先般は括弧の仮称が付いておりましたが、削除させていただいております。次に3行目の真中より右側の方でございしますが、「評価部会」とあります。前は「評価チーム」という名称になっておりましたけれども、それを「評価部会」と変更させていただいております。以上が変更させていただいたところでございます。

次に資料8を見ていただきたいと思います。評価基準（案）でございします。こちらにも既に準備委員会においてお認めいただいているところでございます。その中で一点だけ変更をさせていただきたいと思っているところがございします。15ページの基準6の基本的な観点6-1-①の4行目を見ていただきたいと思います。左側の方に「卒業論文」と書いてございしますが、高等専門学校設置基準では卒業論文ではなくて、卒業制作や卒業研究という言い方をしておりますので、「卒業研究、卒業制作」という表現に変更させていただければと思っております。

続いて資料9を見ていただきたいと思います。資料9は、対象校に既に実施要項としてお送りしたところでございしますが、こちらにもまた、再度、案を付けてこの委員会でお認めいただきたいと思いますところでございします。これについては、中身はほとんど変わっておりません。最後の参考資料のところで実施大綱を付けておまして、その中身が若干変わっているところでございします。以上がまず先にお認めいただきたいと思いますところでございします。

○委員長　それでは、今ご説明いただいたのは、整理すると資料7の実施大綱（案）、資料8の評価基準（案）、それから資料9については、変更が実施大綱に合わせて盛り込んであるということです。この実施要項（案）は、昨年度、私達が検討した時との最終的な案との違いは、二点でしたか、先ほどの説明のとおり、文言の修正、しかもこれは整合性を取るためのもので、問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。承認いただけたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

●　それでは、資料10をお願いいたします。こちらは試行的評価のスケジュールでございします。左側に平成16年度試行、右側に平成17年度本格実施という形でスケジュールを作成しております。左側の試行的評価の部分の5月の評価委員会が本日の委員会でございます。その次の対象校への訪問説明は、機構の教職員が対象校8校に赴き、各校で質疑応答を受けたり、現在の状況についての指導、助言ができればと考えております。日程については資料11のとおりであり、8校に対してこの6チームで行きたいと考えております。もう一度、資料10に戻りますが、6月の評価委員会で資料13の手引書を確定したいと思っております。7月の評価委員会では、確定した手引書により、評価担当者への研修を行いたいと思っております。その研修の日程は、7月20日の前後を予定しております。さらに7月末までに各対象校から自己評価書が送付されますので、受け取り次第、先生方に郵送させていただく予定です。8月から先生方に大変ご協力いただくことになり

ますがよろしく願いいたします。9月には、先生方からの書面調査結果を集約し、それをもって評価部会を開きたいと思います。必要があれば、運営小委員会も開いて調整を行い、10月に訪問調査を行うこととしております。また、11月の評価部会を経て、最終的に意見の申立て手続きが行われまして、1月に評価委員会で評価報告書の確定し公表をしたいと考えております。右側に移りまして、この試行的評価の結果を踏まえ、できましたら17年1月までに、認証評価機関としての認可申請を文科省へ行うために、実施大綱・評価基準の見直し等をご議論いただきたい、その結果、確定したものををもって、認可申請を行い、順調にいけば3月に来年度の高専評価の申請の受付を行いたいと考えております。

資料12は、評価部会の構成案でございます。本年の試行的評価は、国立は5校、公立が1校、私立が2校の8校を対象としております。その資料の各評価部会の一番目の対象校が専攻科を持っており、各部会に専攻科を持っている学校を一つずつ配置した形になっております。委員構成につきましては、事務局で委員長に相談し、案を作成させていただきました。また、その他に専門的な事項を調査するための4名の専門委員に入っていたとき、合計1部会8人程度での部会構成を考えております。また、専門委員につきましては、前回の準備委員会でご議論していただいた、例えば学科の専門分野に配慮すること、初中教育を担当している先生を入れること、財務の先生をいれることなどに配慮しながら、合計32名程度で評価をしていきたいと考えております。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 只今のご説明につきまして、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

● 専門委員につきましては、国立高専機構の先生方や、私立の高専の先生方や、機構の評価の先生方にご相談しながら、適切な先生をご紹介いただくことを考えております。現在選考中でありまして、それについては、委員長、副委員長にご一任いただければありがたいと考えております。

○委員長 何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

○ 資料12ですが非常にバランスよく組まれておりますので、なかなか意見も言いにくいのですが、一つだけ気になっておりました。10月頃に訪問調査しますが、当然、各部会の8名の方、全員が高専に訪問することを考えているのですよね。

○委員長 いいえ、原則でしょう。

○ わかりました。そういうことなら理解いたします。といいますのも、ご存知のように日程を、8人の方の日程をフィックスするのは、まず不可能だと思いますので、書面調査は8名で行っても訪問調査は例えば5名でよいというお考えであればわかりますが。

● 専門委員の先生方も含めますとかなり日程調整が難しいと存じておりますので、できる限り調整したいと思います。

○ 各部会の専門委員という専門委員と資料4で出てくる専門部会の専門委員とは必ずしも同じものではないのですよね。

● こちらの評価部会に書いてある専門委員とは、資料1の当機構の組織運営規則第13条第4項に「高専の評価委員会に、機構が行う高専の認証評価に関し、専門事項を調査するため、専門委員を置く。」ということで、専門委員としての位置付けが書いてございます。そこで、この評価部会というものは、あくまでも評価のためのいわゆるチームの会議でございまして、そこに評価委員会委員の16名とこの第13条第4項に規定する専門委員の先生方を含めて、評価をするということでございます。専門部会につきましては、その評価部会でもっと詳しく調査する必要がある場合に専門部会を立ち上げて、運用していくことと考えております。

○ 名前ですが、評価専門委員とか、何か付けなくてよいですか。実際には、今の話だと、専門部会はなかなか開催する機会がないということであれば、混乱はないと思いますけど。

● 高専につきましては、例えば財務関係などは、財務だけは教育の部分とは全く異なった見方をする必要があるということであれば、財務だけの特別な評価チームを作る必要があることなどが想定され、その場合には、専門部会を置くことが考えられますが、今のところは考えておりません。

○ 資料12の専門委員の中に財務の人も入るのでしょうか。

● はい。例えばですが、資料12の中で、財務の先生も入っているのですが、財務の部分だけを特別に取り出すことになりましたら、専門部会という形で立ち上げることも考えられます。

○ 財務の専門委員については、私立学校には私立学校の会計基準がありますので、その道の専門家と1回話をしていただきたい。学校経営のことについては、これを評価する場合には専門家の意見を聞いていただきたいと思います。

● 今の先生のご意見を勘案した方がよいと考えておりまして、具体的に固まっているわけではございませんが、私立の高専教員とか私大の財務担当理事とか公認会計士の先生とかを、候補に挙げながら考えていきたいと思います。

○委員長 その場合にはどういう名称ですか？

● 資料12のように評価部会の中に財務の先生も入れて、その財務の先生に一律に全てを見ていただくということも考えております。

○委員長 一律ということですね。

● はい。評価の流れの中で、これは特別だということになれば専門部会で見るということになると思います。

○委員長 そこまでは当初から考えていく必要はないかと思います。

○ 評価委員16名は、1～4までのナンバリングがされている学校に貼り付けになっております。専門委員4名が、貼り付けになるのでしょうか。それとも流動的に、事案によって動くことになるのでしょうか。

● 一応、貼り付けとして考えております。

○委員長 重複はないと。

● 今のところは、重複はないと考えております。ただ、財務の先生が4人揃わなかった時、例えば2名だった時には、臨機応変に財務の先生に全ての学校を見ていただくなど、横断的に行うことも考えられるかと思いますが、基本的には貼り付けになります。

○ 今の議論からいうと、貼り付けてしまうと穴が空きそうに思われます。

○委員長 他にございませんでしょうか。それではお認めいただけますでしょうか。どうもありがとうございます。では、次に評価実施手引書についてですが、内容に関しましては、3月の準備委員会でもご照会をいただいておりますが、その後の変更点について、事務局から説明いただき、その後ご議論をお願いしたいと思います。

● 資料13の手引書は、3月23日の準備委員会で初めておおまかなものを出させていただき、その時に先生方からたくさんのご意見を頂きました。また、会議終了後にも、いくつかご意見を頂きまして、それを踏まえ修正したものが、今回の資料13となっております。こちらは、次回6月末に予定しておりますこの評価委員会で確定をしたいと考えております。7月に評価担当者の先生方に対して、研修を行う必要がありますので、できましたら、そこで最終的に微修正だけで確定をできるようにしていただきたいと考えております。ですから、今回と次回の2回議論ができるということになります。

それでは、まず、見出しのiページでございます。「はじめに」ですが、ここは、特段の変更はございません。iiページは目次になっております。第1章から第5章までと別紙1から別紙5までとなっております。

まず、算用数字の1ページですが、例えば「I 対象校」とあります。「学校長からの評価の」の波線を付けた箇所が、今回修正があったところでございます。また、その下の方にⅢの1の(1)のところに二重線を付けた箇所があります。こちらが削除又は言い換えられる前のものでございます。次の(1)職務で、「高等専門学校機関別認証評価委員会が決定する基本的方針に基づき」ということが、「評価委員会は、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の基本的方針を定め」という言い方に修正されております。これらについては、文章表現として、読みやすく、理解し易い形に修正しております。(1)の最後の5行目の「また書き」以降については、本格的実施に向けての実際の認証評価機関としての認可をうけるための、実施大綱・評価基準について、併せてご審議をいただきたいということでこのように明記させていただいたところです。

2ページについては、(3)委員長・副委員長について、先ほどの規則にございましたとおり、「評価委員会規則に基づき、委員の互選により、選任する」という表現に変更しております。「2 評価部会」については、評価チームという表現になっておりましたが、自動的に評価部会に修正をさせていただいております。こちら「評価委員会が決定する基本的方針に基づき」という表現で、明確に記載させていただいたところでございます。「(2)

構成」のところは、先ほど申し上げましたとおり、1部会あたり8名程度で4部会を編成し、1部会あたり2校を担当するというところとなっています。「なお書き」の部分ですが、表現的にふさわしくないと感じておりまして、「なお、評価部会の構成員は、自己の関係する対象校の評価に参画することができない。」ということでございますが、こちらについては、先ほどの資料4の2枚目を見ていただきたいと思います。こちらの第5条第4項「自己の関係する高等専門学校に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。」とありますので、こちらの表現のまま記載した方がいいのではないかと感じております。よって、「なお書き」のところは、「なお、評価部会の構成員は、自己の関係する高等専門学校に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。」と明記した方がいいのではないかと考えております。(3)の方は、「連絡調整等を機構事務局を通して」というように明確にしております。3のところで、先生方の研修のことについて、全くこれまで触れておりませんでしたので、こちらで「評価担当者に対する研修の趣旨・目的」ということで研修を行う意味を明確に記載させていただいたところでございます。3ページの第2章のところで、高専の認証評価の評価のプロセスということで、1は、事項ごとに柱を立てたということでございます。(1)に自己評価書の受理と確認、(2)に自己評価書の回付、(3)に評価報告書原案の審議・決定、(4)に意見の申立てへの対応の審議・決定、(5)は新しく追加しておりますが、評価報告書の最終決定・通知ということで、最終的には対象校及びその設置者へ通知するということで盛り込ませていただいております。

5ページについては、第3章といたしまして高専認証評価の評価方法、Iといたしまして書面調査の実施体制及び方法でございます。「1 書面調査の実施体制」でございますが、(2)で「部会長・副部会長打合せ会議」という言い方にしておりましたが、こちらについては、「各評価部会長・副部会長からなる運営小委員会を行う。」ということで表現を変えさせていただいているところでございます。「2 書面調査の実施方法」では、(1)のところで、実施方法について、「書面調査は、まず、対象校の自己評価結果とその根拠となる資料・データ等を評価部会構成員が個別に分析・調査し、書面調査票に記入する。」ということで詳しく書かせていただいているところでございます。(2)は新しく追加したところでございますが、「次に、各構成員が記入した書面調査票を基に、評価部会全体で意見を取りまとめ、書面調査段階の評価案を作成する。」と記載させていただいております。(3)のところで、3行目でございますけれども、「また、対象校からも文書による回答を求める。」と書いておりましたが、こちらについては削除させていただきました。次に、「II 目的の確認」、こちらの1のところで正確に言葉の表現をさせていただいたところでございます。

6ページは、自己評価書の様式上のことなどについてでして、「(1) 様式上の確認」、さらに「(2) 明確性、具体性の確認」が記載されており、こちらでも適切な文章表現に修

正させていただいております。6 ページの一番最後のⅢでございますが、もともとは基準ごとの評価と書いておりましたが、基準ごとの評価と言うよりも書面調査の作業内容という表現の方が適切ではないかということで、このように修正をさせていただいております。

7 ページについて、「1 概略」の「(1) 手順」は、詳しくするため言葉を入れております。「(2) 評価の視点」も、わかりづらいので詳細に説明させていただきました。「2 観点ごとの評価」で、「(1) 不足観点の確認」としておりましたが、「有無の確認」と言う方が適切と思われるため修正させていただいたものです。

8 ページでは、(3) の「分析の際の判断方法」というところがございます。こちらは、観点ごとの分析でございますが、箱の中を見ていただきたいと思います。当初、「水準程度」としておりましたが、頭に「一般」という文字を入れさせていただいております。さらに、事務局で考えてみたのですが、「一般水準程度」と「一般水準以上」を並べて表記しますと、一般水準以上と程度で、重複する部分がございます。このままですと重複する部分において、片方は「優れている」で、もう一方は「相応である」と評価されることもありえ、整合性がとれないので、「一般水準を上回る」、「一般水準」、「一般水準を下回る」、「一般水準を大きく下回る」という表現に修正させていただいております。次に「3 基準ごとの評価」の(4)の記述については、内容が(3)と近いため、括弧書きで「優れた点及び改善を要する点を含む。」という記述を盛り込むことにより、(3)に一本化しております。「4 選択的評価事項の評価」について、9 ページの表を見ていただきたいと思います。こちらでも、もとは「目的水準以上」という表現になっていたところでございますが、水準以上という言葉を取りまして、「『目的』を十分達成している」、「『目的』をおおむね達成している」、「『目的』の達成状況がやや不十分である」、「『目的』の達成状況が不十分である」という表現に修正させていただいております。これは(2)の基準ごとの評価と言いが重なってはいますが、この表現の方が理解しやすいのではないかと思いますので修正をしております。「Ⅳ 書面調査段階の評価案の整理」については、「・・・評価案の作成」という表現に変えまして、その他若干の言葉の整理をしております。例えば「(3) 訪問調査内容の整理・検討」とありますが、整理をして検討というよりも、検討をして整理という方が流れ的に適切ではないかということで、表現を変えております。9 ページの「Ⅴ その他の留意点」ですが、これについては、前回の準備委員会で委員の先生方から、この内容については、自己評価書を作成する対象校にお知らせした方がよいというご意見もありましたので、5月の訪問説明の際に、事務局から口頭で説明することを考えております。

11 ページ、第4章の評価方法(2)については、訪問調査について扱っております。こちらで、大きく変わった点は、「2 訪問調査の実施日程の決定及び通知」でございますが、内容はほとんど変わっておりませんが、(1)と(2)の記述をまとめております。3については、若干、適切な表現に変えております。

12 ページは、訪問調査の実施方法及び内容について記載しているところでございます。

こちら、基本的には適切な言葉に修正しているところでございます。例えば、(1)と(4)で学生や卒業生等との面接とあったのを、前回、面接ではちょっとニュアンスが違うのではないかというご指摘がございましたので、面談という表現に変更しております。12ページの下の方には、2として訪問調査の内容が記載されております。こちらは1の具体的な内容ですが、こちらについても同様に面談という形に変更しております。13ページの(4)の括弧で括った部分ですが、学生、卒業生との面談についての質問例として、「シラバスと実際の授業との関係はどうか」といったような表現をしていたところですが、関係はどうかといってもその関係について説明されてもあまり意味がないと思われるので、「シラバスは役に立っているか」という表現に変更しております。あと、一番下の○印も、「学生の意見が教育活動、学習環境や課外活動に反映されるようになっているか」という表現に変更しております。「(5) 教育指導及び教育現場の観察」も同様に表現において肉付けしているところでございます。また、こちらの「調査対象例」の内容は本文の中身とほとんど同一ですので、削除させていただいてございます。

14ページについては、中段に「Ⅲ 訪問調査時のミーティング」、「Ⅳ 学校関係者への訪問調査結果の説明及び意見聴取」、「Ⅴ 調査結果の取りまとめ」という構成になっております。

15ページについては、「Ⅵ 訪問調査スケジュール(例)」でございます。こちらは、あくまで例でして、これまでの機構での試行評価による訪問調査を踏まえまして、2泊3日を想定した場合のスケジュール例でございます。ただし、下の方にも書いてございますが、※印で、「なお、調査内容の分量によっては、実施日程の短縮もあり得る。」ということで、あまり問題がないようであれば、例えば委員の日程、さらには対象校と調整のうえ、1泊2日で実施することも考えられます。

16ページについては、第5章としまして、「評価報告書原案の作成」を、「Ⅰ 評価報告書原案の構成」、「Ⅱ 「基準ごとの評価結果の内容」の記述」、「Ⅲ 評価報告書原案の取扱い」で構成しております。

続いて、別紙1としまして対象校、さらに別紙2については、認証評価のスケジュール、別紙3で実際に公表する際の評価報告書のイメージということで作らせていただきました。別紙4につきましては、関係する学校教育法及び同法施行令の抜粋でございます。別紙5については、先生方の名簿でございますが、専門委員の先生方が決まり次第、こちらに追記する形をとりたいと思います。以上が手引きの説明であります。よろしくお願いいたします。

○委員長 詳細なご説明をいただきましたけれど、いかがでしょうか。今日、結論を出すわけではないので、時間は十分取っております。ご自由に様々な視点から意見を出していただきたいと思います。

○ いくつかございますが、まず、2ページに、評価部会の(3)部会長・副部会長と

いう記述がございます。部会長、副部会長を置くとは書いてあるのですが、部会長と副部会長に関しての決め方が書いてないのですが、評価部会に任すという話であったらそう書かなくてはいけないでしょうし、委員会・委員長が決めるということであればそう書いてあった方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

● 資料4の委員会細則の記載に合わせて修正したいと思います。

○ それでは次もよろしいでしょうか。自己評価書の試行的評価のプロセス第2章の3ページでございます。認証評価委員会における評価のプロセスの中の(1)自己評価書の受理と確認の2行目ですが、「内容等について問題がないかを確認する」と、「自己評価書に何らかの問題があると判断した場合には、すみやかに対象校に照会し」と書いているのですが、これは評価委員会の評価のプロセスとしてはわからなくはないのですが、これをするのは事務局ということなのですか。それとも委員会の審議に付すということなのでしょうか。

● 7月末に自己評価書が出てまいりますので、事務局でも当然ながら見させていただきまして、その中でこれはと思うようなところがあればお願いしたいと考えておりますが、基本的には先生方にお渡しして、そこで出た意見をもとに追加資料という形で相手方に求めることになるのではないかと考えております。

○委員長 追加を求めることができる、ここにポイントがあるんでしょうね。

○ 要するに自己評価書が出てきて、1回委員会をするまでは、対象校には何も言わないと、こういうことになるということですね。

● もし事務局で個別にこれはというものがあれば、部会長と相談して相手方に言う場合もありますし、部会をただちに9月からやりますので、そのときに部会の中でこれは相手方に求めるべきだというお話になれば事前をお願いしたいというふうになるかと考えております。

● 大学評価の試行の例をお話いたしますと、実際に委員会を開いてこれを求めましょうというのは事実上不可能、従って、提出されたものを事務局及び評価部会の先生方に見ただいて、評価するためにはこういう資料が欲しいとか、ここの部分が非常にわかりにくいというようなご指摘ありましたら、部会長及び委員長と相談して先方に求めるというふうに対応せざるをえないと思います。大学評価の試行の場合には、そういたしました。

○ それでは6ページまで飛びますが、一つは、評価のことにに関して、(1)様式上の確認の次の(2)明確性・具体性の確認というところで、これは既に実施要項で目的はどんなものを書くかということはあったのですが、実際に評価をしていくことを考えたときに、各基準について自己評価が出てまいります、ここに書いている目的の明確性とか具体性の確認については、この①、②、③に、一応限られていると、こういうふうになってございますね。ですから、あとは基準としては、これに該当しないものといいたいでしょうか、これからみ出ているというか、超えているようなものも例えば学生支援だとか改善だとか色々なこと

が具体的にあると思うのですが、目的としてはこれが書いてあれば十分ですよという形で受けていくという理解でよろしいですね。

● ここでいう明確性・具体性の確認というのは、目的の中身としてどういうことが書いてあるかということではなく、書かれている内容の意味が読みとりにくいとか、書かれていることが不明確であって、どういう意味なのかよくわからなくて評価に支障がでるといようなことがないかどうかということを確認させていただくということです。どういう目的を整理するかということ自体は、各高専に任されるということとして、それぞれの基準の評価によっては、書かれた目的と照らして、例えば学生規程がないようなところでもその目的を実現するという観点から学生支援についてはどうだろうかとか財務の部分ではどうだろうかというように形で見えていくということです。一つ一つ基準と照らし合わせた時点でこの部分が抜け落ちているとか、そういった内容のチェックをするようなことではないということです。

○ わかりました。あと一点だけすみません。この明確性、具体性の確認の①、②、③があってその次に「なお、本評価は、現在実施している活動等の状況を対象とするが、」という文言がございます。過去のこともこれで書いていいよという話なのですが。一方、だいたいページが飛びますが、10ページの一番上の行になります。その他の留意点の中の「必ずしも十分な成果をあげるにいたっていないものに関しても配慮しつつ」という表現があるわけです。結局、現状をみて評価をなさいということと、こういう十分な成果がなくても努力してるんだらうということを配慮しなさいということと言い出したら、これは無限に範囲が広がってしまう。つまり、評価の仕方が、チーム8人いたら、非常にニュアンスの取り方が変わってくるのではないかと、つまり統一がとりにくいのではないかとこのことをちょっと気にしてるのですが。まだ全然具合悪いのだけれど、いま努力してるのだから将来をみようよ、とこういう話はわかるんですけども、それをもとにして評価をするということと言い出したら、これは作文でどうにでもなってしまうという可能性もあるので、とってしまえとも言いにくいんですが、ここはもうちょっとなにか表現を変えてはどうかと。これはかつての大学評価のときはどうだったかわかりませんが、どんなものでしょうか。

● 最後にいろいろとおっしゃったことがまさにその通りでございまして、大学評価の場合でもありましたが、高専は今回試行ということではじめてであり、例えばある程度の取組みはしているけれども、まだこの成果としてみえるところまではでてない、しかし、たしかにその取組みは非常に面白いのではないかとこのものもすくいあげようという発想があって、結局こういう文章が入っているのですね。たしかに成果というと例えば取組みによりアウトカムがでてきたか、それがでてこなくてはだめですよということになってしまふのですけれども、そこまで今の状況で要求した場合に、あまりにも厳しいであろうという配慮で大学評価でこういう文言が入り、それがここまできているのです。むしろこの

委員会でその辺は、あるいはもうすこし目をつぶってやろうかという議論はあり得ると思うのですが。

● この高専評価においてアウトカムだけでなくプロセス部分も十分に配慮するということから、こういう文言を書いたということであると思いますけれども、基本的にこういう視点というのは基準の作成の段階でも十分配慮をしてきているのではないのでしょうか。単純なアウトカムだけではなくてインプット・プロセスの部分も含めた形で評価をするということで基準も作ってきているということを考えると、あえてその旨を書かなくてもそういう評価というのを期待されているのではないかということを理解していただけるのではないかと考えているところです。あえて書くことによって、余計な斟酌をするようなこともありえないこともない。その辺を踏まえたうえで、書くかどうかということをご議論いただければと思います。

○ 先ほど話のあった成果の根拠がないと評価しにくいというご意見はよく理解できるのですが、「努力の跡がみられるが成果があがっていない」ということで、ここに表現として「改善に向けての努力などが公表資料によってみられる」、要するに成果としての根拠資料はないわけですが、努力してるということが根拠資料に基づいて裏付けることができれば、それは成果に至っていないけれども評価する、ということでもこういうことは書けるよ。といってもですね、そこにきちんとした資料がなければすぐばれてしまうわけなので、そういう意味では、私ども評価委員の研修のところで十分勉強しておくということでものかなと思うのですけれども。

○ この観点というのは、多分どこでもやっているようなことでは駄目だと思うのだけれども。そこの高専しかやっていないという本当の特色を出しているという意味での評価だと思うのです。だから一般的などこでもやれるようなことだったら、ここのそういう意味での色々としてるということの根拠にはならない。

○ 選択的評価事項ということに限定されるという意味であれば、それはそれでわかるのですが、どうもこの文章のこの配列の仕方といいますか、その他の留意点として大きく出ているところは、それだけをみますと読めないですね。

○ 選択的評価事項、まして基準1から11のところでもそうだと思うのですよ。特定のところで独自の取組みがされていて、要するにそれが本当に特定の高専の独自の取組みということであれば、他の高専がどこもやっていなくて新しいことでやるということの評価という意味であれば、こういう形でいいかなというふうに思うのですけれども。

○委員長 大学を対象とした評価に関しては同じような扱いをされていますか。

● いま波線のところだけに注目していますので、まさにおっしゃったように感じられると思います。一つ前のパラグラフに各対象校の特色ある取組みや改善に向けての努力などについて評価していきたいという意味なんですね。客観的な資料に基づいて、たしかに成果としてはまだないけれども、かなり特色あるものが努力されていると、そういうもの

をみたうえで、判断をしていただきたいというつもりでございます。

○ いまの8ページのところですが、一般水準という言葉が、ちょっと私には何が一般的かということがなかなかわかりづらいと感じます。研修のときに相当そのところについてご説明いただけるのか、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

● あくまでもそれぞれの対象校の目的を踏まえた形でそれぞれの高専の求められる水準というものを判断していくということです。それを一般水準というような表現でよろしいのかどうか、単純に水準という方がよりよいのか、また他の表現の方がよりわかりやすいのかというような点については是非ご議論いただきたい。単純に機械的にこの程度が一般水準であるというふうに割り切れるようなものではないということをふまえた評価でございますので、ここをうまく表現できるような形で表すのが一番いいわけでございますが、とりあえずこのように書かせていただいています。

○委員長 大学についてもこういう表現でしたでしょうか。

● このような議論は高専が一番最初なので、大学はまだ作っておりません。

○ 基準があって評価するのは、あるレベル、バーがあってそれを超えているかどうかというのはわかりやすい。一般水準となりますと、「高専の平均値より」となるのか、それともなにか世界的なレベルがあるのか、非常に難しいと思うんですね。一般が付いてますので、これは明確に言っていただかないと、どうすればいいのか。基準はわかると思うのですけれども、水準の場合、なにか具体的なものがないと、あとで、受審校から違っているとされたときにも、反論というか、説明が難しくなると思いますので、十分指示していただいて教えていただければと思います。

○ たしかにこの一般水準という言葉自体は十分な説明がないと誤解を招きますよね。選択的評価事項では目的という言葉が入っているのですね。目的に照らして、その目的に対応する水準というような意味で目的水準というような言葉が使えまいかと、もちろんそこには、説明をきちんとしなくてはいけないと思うのですけれども。一般水準というのはたしかに平均値という感じにとられないかなと思います。

○委員長 ここで一般という意味は、さまざまな日本語でも色々な意味があると思いますが。一般相対性理論なんてありますけど。わりと学問の分野ではそういうふうに使われることが多いですね。この場合はちょっと違うのですかね。日本語の詮索をしてもしょうがありませんが。

● 難しいのは観点ごとの判断ということでございまして、その場合に観点によっては、目的とは関係なしに、ある程度、全ての高専において期待されるようなものも出てくる。全て目的水準という表現にしてしまうというのも問題があるのではないかと。その辺を踏まえたよりわかりやすい表現というものを、定義づけた言葉を利用するというような形にしないと、いずれにしても十分理解はいただけないかと思います。

○ いろいろなフィーリングを出し合うということで許していただければ。この議論の

時に思い出したのは、以前の準備委員会で興味深いチャートが配付されましたが、自分で設定した目標に対してどうかということと、それから、客観的なある種の基準というか、規範というか、それに対して評価するのかと。その辺のところについての考え方を整理する必要があるという意味で表を出されたのだと思うのです。必ずしもそれで 100 パーセント理解できたわけではないのですが、あの時に思い出したのは、今回、目的・目標をそれぞれ勝手に作って、それを物差しにして測るというよりは、評価基準というものを一般的なものとして出して、その評価基準というものに照らして、評価するというのが今度の基本的な考えだと。そこは一步前進といいますか、変わったのだということを強調されたように思うんです。そういう意味でこの評価基準というものが非常に具体性のある物差しであれば、そこに返ってみてくださいということで、答えになると思うのですけれども。その辺がだんだん難しくなってきた、この我々が承認しました評価基準というのが、まだ物差しとしては抽象的であると。そこで、この一般水準という問題が出てきたのではないかなと思うのです。それで、イメージというところにいったのですが、前に審議しました基準 1 とか基準 2 とかいう、例えば基準 5 というところでみますと、「教育内容及び方法」というようなことで、「成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること」という、これに合格かどうかということを、我々評価部会としては、判断しなければいけないわけなんですけれども。その時に、どういうものが一般水準として適切な卒業認定となっているのかということは、これには書いていないわけですね。そうするとそれを何か具体的に書くのか、それから、評価委員の研修の時に、例えばこういう卒業の仕方だったらいいいんだよということ在具体例として挙げるのかということまでイメージしてみますと、その一つ一つの評価基準の項目について具体例を用意して、それで意識合わせをするということは、必ずしも現実的ではないのではないのかと。むしろ他の先生がおっしゃいましたように、こういうものを評価委員も読むわけですし、評価委員というのはそれぞれ自分が教育なり、教育管理なりの得意分野を持っていらっしゃるわけです。その方々が持っているセンスというものの合計といいますか、それがこの評価基準の具体的な物差しになるのではないかと。ですから、それぞれのセンスは多少でこぼこは当然あるわけです。それを評価委員会で議論してやりとりしている間に、ある種の中央値と言いますか、そういうものが出てくるのではないかと。その様式に規定するということがこの評価基準というものの使い方の中身かと。例えば、雑誌の論文のレビューというのは、これは掲載の価値があるかないかということの具体例を編集委員会に出しているわけではなくて、レフェリーという方を見識を信用して、その方々の平均値でもって採択と不採択の基準というものは自ずと形成されるわけです。だから、具体例をたくさん出すというよりは、委員会の中の議論で、あまりにも厳しすぎる、あまりにも甘すぎるというものを調節していくという定性的な基準にするということによろしいのではないのでしょうか。

○委員長 定性的基準という表現は、審査チームあるいは部会があるポテンシャルを持

って、また相互に理解し合える関係であれば、定性的なものが上手く積み重なっていくわけでしょうね。それは、私としては、十分期待できているわけですが、皆さん方もそう思いますでしょうか。今日この時間に限らず、お時間があるときに、お気づきの点を示していただければと思います。

● できましたら、6月4日までにメールもしくはファックスでご意見いただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 今日のところは、この評価実施大綱と自己評価実施要項についてはよろしいですか。

○ 12 ページの一番下のところにあります。「訪問調査の内容」の中で、「根拠となる資料・データのうち、現地においてのみ閲覧可能な試験問題」とありますが、試験の答案については何も触れていないですけれどもよろしいですか。ご存知のように、JABEE の場合は試験答案を揃えろというのを、非常にきつく言われておりまして、過去 2 年間の答案を集めたのですけれども。ここですと、試験問題だけでよろしいという言い方になります。

● 昨年の大学の教育評価で現地の訪問調査に行ったときに、実際の答案を見させていただいたところもあると聞いております。ですから、実際に訪問調査に行ったときの確認で、見させてもらうことも有り得ます。

○ もし本当に見るつもりならば、あらかじめ言っておかないといけません。

● 資料9の自己評価実施要項の18ページに、試験の解答など、というふうに書いてあり、実際の答案も入ると思われます。

○ それはあくまでも例であってマストではないから、私は軽く考えていたのですけれども。この手引書の方に記載がないと、準備しなくてもよいと思われませんか。試験の答案まで置いておくようにと言われますと非常に大変ですが、例えば試験問題と主要科目については試験答案もある方がよいですという言い方もできるかと思います。

● 大学評価の場合には、例えばどうしてもこういうものが見たいものがあった場合は、訪問調査の2週間よりも前に、各対象校に書面調査結果を書いたものをお送りしますので、そのときに、例えばこういう資料があったら見たいということは先方に伝えることが可能です。向こうに行ってこれを突然見せてくださいと言っても、それはあまりにも唐突だと思います。我々として、提示されてなくて見る必要があるという判断がもしそれぞれの部会でありましたら、そういうことを先方に伝えておいて用意してもらうことはありえますし、訪問調査2年目あたりからは、大学評価に行った場合には結構中間試験あるいは期末試験の問題、あるいはその答案、全てではありませんが、そういうものが用意してあって見たというのは、ほとんど全ての分野、あるいは大学であったのではないのでしょうか。

○委員長 最近では生徒あるいは学生の答案を大学側が保管しているのでしょうか。

● むしろ逆にどうなんですかね。大学やそれぞれの学校はとってあるんですかね。

○委員長　それに対して、答案というかレポートなどについては、返してもらえなかったと。それはコピーすればいいかもしれませんが、大学側では扱いにくくなったと。それが一部の学生には不満になっていると。手間が二倍になるわけですがけれども。それは評価の効果というか。

●　答案用紙については、ちょっと工夫したいと思います。

○委員長　そうですね。ではちょっと工夫をしてください。

○　あまり厳しくしても。あまりかさばらないような程度にお願いできればと。

○委員長　他にはございませんでしょうか。

○　このスケジュールを見ると、今月から訪問説明に回りますよね。その時に、今議論が出た一般水準を上回るとか下回るとかいうことについて、質問が出た場合に、どのように答えられるのでしょうか。皆で議論をしていくと、大体の合意が得られるであろうということですが、実際局面にあたる先生方にとっては大変だろうと思います。自己評価書が7月末に出てくるわけですがけれども、それぞれの項目についてこれをどういうふうに判断するのか、一般水準というのをどうみるのかと考えてみると、ちょっと判断がつかないのです。何人かで具体的に議論を試みる必要があるのかもしれないという気がしたわけです。

○　非常に難しいところだと思っているところなのですが、特徴的なところで具体的な例を挙げてみますと、各校とも目的に挙げていると思われませんが、例えば実践的技術者教育という言葉がよくみられるわけですがけれども。その実践的な技術者の教育をどういうふうに展開して行っているのかと言ったときに、普通の授業と演習でしかやってないとなれば、これはなかなかそれで本当に実践性が身に付くのだろうか。そこでいろいろなチェックを入れるということが可能でございますし、それにプラス実社会での研修を行うということにあたっては、現段階ではどの程度のレベルで行われているのかという、それこそ一般的な水準と申しましょうか、今の高等専門学校では実際の実務における経験をどのくらい積んでいるのがごく普通であるのか、これはもうみなさんおわかりになると思いますし。それよりも水準が上であるか下であるかと。具体的なところに踏み込んでいきますと、比較的わかりやすくなるのではないかと思います。ただそれを、具体例として文字で示してしまうということはやりにくいと思います。例えば、また他のよくみられるものでは、国際性を身に付けるということが目的の中に登場するわけですがけれども。普通のコミュニケーション能力以上のものがその中で教育として取り組まれているかどうかということをチェックしてみると。これはやれることなのです。それをみようと思えばみられるわけですが、それを一般的な水準というのはどこにあるのかということで、文言として書き表すとすると、これは比較的難しい話になります。ですから、確かに定性的な基準という表現で先ほどお話がありましたように、それは、合意してなるほどというのは難しそうだと思うのですがけれども。具体的な場面に当たって考えてみますと、かなりや

れそんな感じではあります。それで、各校に行つての説明におきましては、今言つたような事例を少し出しながら、一般的という考え方を説明していこうと思つているところでございます。なかなか難しいので、うまくはできないかもしれませんが。

○ それぞれの学校に関わる具体的モデルが出てこなくては、一般論でいくら言つていても見えないのではないか。例え具体的モデルがあるとしても、努力してそれをもっと特化して優れたものが出てくる場合がありますから、型にはめない方がよいと思います。

○ 最初の5月中に行われる訪問説明の時にどういふような質問が出たかということについての報告を、我々にも聞かせていただきたい。そうすれば、実際に書面調査をする時、または皆で集まって議論をする時にも参考になるのではないか。

○委員長 そうですね。我々にとって非常に有用なデータになると。それから、先ほどの一般水準ですとか、目的を十分達成しているかどうかということは、これは我々がつける評価実施の内容であつて、自己評価実施、つまり受審校がつけるところはないというわけですね。もし質問というのが、あなたたちは自信を持って評価できるんですかと聞かれたとしたら、それは考えなくてはいけない。

● 今のご意見と同じようなことを申し上げますけれども、大学評価を3回やりまして、それを振り返ってみますと、まさにおっしゃつたことそのままそっくりなのです。それで1年目は本当にまだ皆目わからないところから始めまして、それぞれの担当のチームがあつて、それぞれで判断するのですけれども、その当時は主査・副主査会議というものを頻繁にやりまして、これは決して横並びにするという意味ではない、例えばほとんど同じ条件なのに、判断が違ふものは調整なくとはいけないという趣旨で始めまして。もともと明確な共通認識があるわけではございませんから。今回の高専認証評価の場合そういう状況かもしれません。例えば2年目、3年目の研修では、前年のこういう事例があつてこういう判断にしたということを私どもはぜひぶんお話しすることができましたので、主査・副主査会議を幸いにも頻繁にやる必要はなくなりまして、かなり主査の判断だけでもいけるようになったという状態です。それから特に3年目は、今この水準に達するという言い方にするかどうかというところの核心に触れる部分でもあるんですけれども、例えば、大学評価の場合には、基準がこういうふうに決まつていてやるというのではなくて、目的に則してということでしたので、ちょっとその辺が違いますけれども。要するにその立てられている目標に対して、それによって期待されるような状況が、できているのかどうかと。例えば期待されるような状況が達成されれば、これは相応であると、皆さんそういうふうに判断してくださいと。実際に期待以上のことができていないかということとは、これはまあ優れていると判断すると。それはちょっとまいちだというところは、一部問題があるというような、全然期待されているようなところまで行つてないではないかというのは、問題があると。そういうふうな判断をしていただきたいということをお願いしまして、これは幸いに大体皆さんご理解いただいて、そんなに人あるいはグループ

によって大きな差が出なくて済んだようです。今おっしゃったような、特に今回試行で初めてですので、多少のトライ・アンド・エラーはあります。これは決して横並びするための運営小委員会という意味ではなくて、非常に近い状況なのに違う判断があったときにはその辺をどう考えるのかという、そういうところで今回は議論せざるを得ないのではないかと思います。

○ 基本的な観点というのが各基準でございますが、この資料8を読む限り、そんなに判断が難しいとは私も思いにくいのです。例えば3ページの目的とか、基本的な観点というのが1-1-①とか、1-2-①とか、それぞれ書いてありますので、これが達成されているかどうかというのは当然判断できると思うのです。ですから今、特殊なケースは一般水準を満たしているかどうかということになって、そちらに話題がいつていると思うのですけれども。これぐらい明確に観点が書いてあれば、項目は判断できると思うのです。ですから、特殊ケースの議論だったと思うのですが、それはケースバイケースで、評価委員の過去のキャリアで考えるということになると思うのですが。それほど難しい評価をしなければならないとは思っていなかったのですけれども。いけると思っているのですよね、この評価基準さえあれば。

○委員長 これは準備の段階での完成度が非常に高いということですね。他に何かございませんでしょうか。よろしければ、事務の方から連絡がありましたら。

● それでは先生方のご意見等ございましたら、6月4日までにメールもしくはファックスにて機構の方までご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。次回、第2回のスケジュールですが、できましたら6月末を予定させていただければと思いますが、第一候補といたしまして6月24日木曜日の15時から予定を組んでいただければと思っておりますが、いかがでございませうでしょうか。

○委員長 よろしいでしょうか。ご欠席の方々には事前にご意見をいただければと思います。

それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。

—— 了 ——